

(別紙1)

# 新市場区分の選択に係る各種手続のご案内

---

株式会社東京証券取引所

2021年5月12日 作成

2021年7月 9日 更新

- 本資料は、新市場区分の選択に係る各種手続について記述しています。
- 本資料の構成は、以下のとおりです。
  - ・新市場区分の選択申請・決定 . . . . . 3頁
  - ・新市場区分の選択手続の流れ . . . . . 4頁
  - ・移行基準日における上場維持基準への適合状況の判定 . . . . . 5頁
  - ・流通株式の定義見直し . . . . . 6頁
  - ・適合状況の一次判定 . . . . . 7頁
  - ・適合状況の二次判定 . . . . . 8頁
  - ・適合状況の二次判定に係る書類の提出方法 **【NEW】** . . . . . 9頁
  - ・新市場区分の選択申請に係る提出書類等 . . . . . 10頁
  - ・新市場区分の選択申請に係る書類の提出方法 **【NEW】** . . . . . 12頁
  - ・上場維持基準への適合に向けた計画書の開示等 **【NEW】** . . . . . 13頁
  - ・新規上場審査と同様の審査手続 . . . . . 14頁
  - ・新市場区分の選択に関するよくある質問 . . . . . 15頁
  - ・上場会社向けナビゲーションシステムをご活用ください . . . . . 19頁

# 新市場区分の選択申請・決定

- 上場会社は、2021年9月1日から12月30日までに（以下、「選択期間」といいます）、移行日に所属する市場区分として、スタンダード市場、プライム市場又はグロース市場のいずれかの市場区分を選択し、その旨を当取引所に申請することとします。
- その際、現在の市場区分と選択先の市場区分の組合せに応じて、異なる手続が適用されます。

現在の市場区分	選択先の新市場区分	必要な手続
市場第一部	スタンダード市場 プライム市場	■ 新市場区分の選択申請に係る手続
	グロース市場	※ あわせて新規上場審査と同様の審査手続を実施
市場第二部 JASDAQスタンダード	スタンダード市場	■ 新市場区分の選択申請に係る手続
	プライム市場 グロース市場	※ あわせて新規上場審査と同様の審査手続を実施
マザーズ JASDAQグロース	グロース市場	■ 新市場区分の選択申請に係る手続
	スタンダード市場 プライム市場	※ あわせて新規上場審査と同様の審査手続を実施

※ 当取引所は、上場会社からの申請に基づき、その所属する新市場区分を決定し、一覧を2022年1月11日（予定）に、JPXのウェブサイトにおいて公表します。以後に新規上場等を行う会社が所属する新市場区分については、随時追加して公表します。

※ 新規上場審査と同様の審査手続を実施した会社については、承認の都度、上記公表に先立って、その結果を公表します。

# 新市場区分の選択手続の流れ

2021年

6月30日

移行基準日



←東証が実施



←上場会社が実施

7月9日  
(本日)

適合状況の  
一次判定

東証にて、移行基準日における新市場区分の上場維持基準への適合状況を試算し、その結果を一次判定として通知します。【7頁参照】

(一次判定で、上場維持基準を充たしていなかった場合)

追加報告

以下のいずれかに該当するときは、選択申請予定日の1週間前までに所定の書類でご報告ください。

- ・ 純投資目的で保有された株式等を勘案することにより基準を充たすとき
- ・ 直近の基準日時点において基準を充たすとき

適合状況の  
二次判定

ご報告内容を確認の上、二次判定結果を通知します。【8頁参照】

9月1日

～

12月30日

選択申請

選択期間内（9月1日～12月30日）に、新市場区分の選択申請に係る所定の書類の提出等をお願いします。【10～12頁参照】

※ 選択申請を行う新市場区分の上場維持基準を充たしていない場合には、あわせて「上場維持基準への適合に向けた計画書」の開示【13頁参照】を行うことで 上場維持基準に係る経過措置が適用されます。

2022年

1月11日  
(予定)

選択結果の  
公表

上場会社による新市場区分の選択結果について、JPXのウェブサイトにおいて公表します。

4月4日

移行日

# 移行基準日における上場維持基準への適合状況の判定

- 東証は、以下の方法に基づいて算出した数値を用いて、各上場維持基準への適合状況を確認します。（適合状況の判定で用いる流通株式の算出方法は、7～8頁をご確認ください。）

スタンダード市場

項目	上場維持基準	算出方法
株主数	400人以上	● 移行基準日時点で提出されている直近の株券等の分布状況表（現行様式）等に基づき算出
流通株式数	2,000単位以上	
流通株式時価総額	10億円以上	● 流通株式数に、本年4月1日から6月30日までの3か月間の当取引所の売買立会における日々の最終価格の平均値を乗じて算出
流通株式比率	25%以上	● 流通株式数を、上述の株券等の分布状況表記載の上場株式数で除して算出

プライム市場

項目	上場維持基準	算出方法
流通株式数	2万単位以上	● 移行基準日時点で提出されている直近の株券等の分布状況表（現行様式）等に基づき算出
流通株式時価総額	100億円以上	● 流通株式数に、本年4月1日から6月30日までの3か月間の当取引所の売買立会における日々の最終価格の平均値を乗じて算出
売買代金	1日平均売買代金 0.2億円以上	● 昨年7月1日から本年6月30日までの1年間における当取引所の売買立会での金額を日次平均して算出（※昨年10月1日は休業日としてカウント）
流通株式比率	35%以上	● 流通株式数を、上述の株券等の分布状況表記載の上場株式数で除して算出

グロース市場

項目	上場維持基準	算出方法
流通株式数	1,000単位以上	● 移行基準日時点で提出されている直近の株券等の分布状況表（現行様式）等に基づき算出
流通株式時価総額	5億円以上	● 流通株式数に、本年4月1日から6月30日までの3か月間の当取引所の売買立会における日々の最終価格の平均値を乗じて算出
流通株式比率	25%以上	● 流通株式数を、上述の株券等の分布状況表記載の上場株式数で除して算出
時価総額	40億円以上（上場から10年経過している場合）	● 移行基準日時点の上場株式数に、本年4月1日から6月30日までの3か月間の当取引所の売買立会における日々の最終価格の平均値を乗じて算出

# 流通株式の定義見直し

※パブリックコメントに寄せられた意見を踏まえ、2020年12月の公表内容を一部変更しています。

- 上場株式のうち、「国内の普通銀行（※1）、保険会社及び事業法人等（※2）」の所有する株式については、上場株式数の10%未満を所有する場合であっても、流通株式から除くこととします。
  - ただし、直近の大量保有報告書等（※3）において保有目的が「純投資」と記載されている株式については、流通株式として取り扱います（5年以内の売買実績が確認できる株主の所有分に限ります。）。
- 役員以外の特別利害関係者（※4）の所有する株式についても、流通株式から除くこととします。
  - 所有状況の把握が難しい者が存在する場合には、その旨及びその理由をご報告ください。

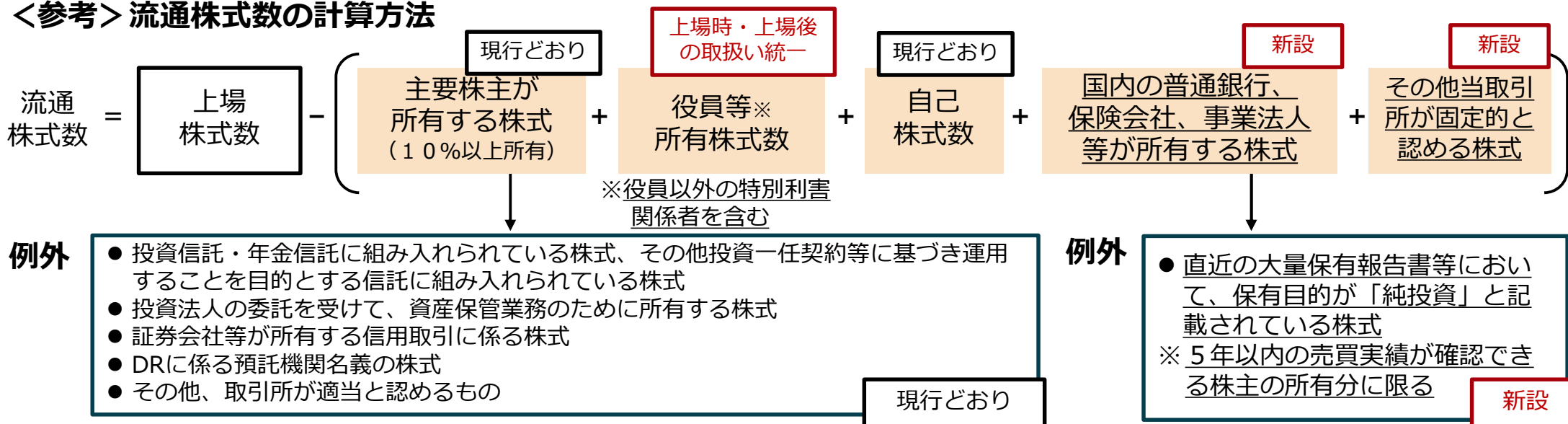
（※1）普通銀行とは、都市銀行や地方銀行を指し、信託銀行・信託口、信用金庫、信用組合、労働金庫、農林系金融機関、政府系金融機関、証券金融会社等は含まないものとします。

（※2）事業法人等は、金融機関及び金融商品取引業者以外のすべての法人を指し、例えば、財団法人・学校法人等の法人も含まれます。

（※3）最近5年間の売買実績及び所有目的を記載した株主作成の書面を含みます。

（※4）特別利害関係者は、①上場会社の役員の配偶者及び二親等内の血族、②役員又は前①に掲げる者が議決権の過半数を保有する会社、③上場会社の関係会社及びその役員を指します。

## ＜参考＞ 流通株式数の計算方法



※ 各項目の詳細や記載方法等については、「『株券等の分布状況表』等の入力要領」をご確認ください。



# 適合状況の一次判定

- 一次判定において用いる流通株式数は、移行基準日までにご提出いただいた直近の「株券等の分布状況表（現行様式）」（以下、「分布状況表」）及び、全国証券取引所で実施している株式分布状況調査（※1）のために提出された情報（以下、「分布状況調査データ」）に基づいて算出しています。
- ※ 流通株式数の算出結果について、自社による試算結果と相違がある場合等は、以下のリンク先をご確認ください。  
<https://faq.jpx.co.jp/disclo/tse/web/knowledge8330.html>

一次判定で用いる項目	数値の取得元	備考
算出基準日	分布状況表	移行基準日時点でデータが確認できる直近の事業年度の末日を用います。（具体的には2020年5月1日から2021年4月30日）
① 上場株式数		
② 主要株主が所有する株式数（10%以上所有）		分布状況表記載の上位10位株主を東証で確認し、③～⑤に該当する株式数は除外します。
③ 役員等所有株式数		役員以外の特別利害関係者が所有する株式数は、一次判定・二次判定ともに算入対象外とします。（ただし、特別利害関係者が国内の事業法人等の場合は⑤に含まれます。）
④ 自己株式数		
⑤ 国内の普通銀行、保険会社、事業法人等が所有する株式数	分布状況調査データ	「都銀・地銀等」、「生命保険会社、損害保険会社」及び「事業法人等」の所有分と分類された数値を用います。

一次判定では用いない項目
⑥ 保有目的が純投資である株式数
⑦ 投資信託組入分等の株式数

➡ 分布状況表及び分布状況調査データでは確認できないため、一次判定では算入対象外とします。反映を希望する場合は、所定の書類をご提出ください。（次頁参照）  
 なお、⑥⑦を反映することで上場維持基準を充たすことになるか否かは、「純投資目的等の株券に関する追加資料」様式を利用して、確認いただくことができます。

※1 株式分布状況調査の詳細はJPXのウェブサイトをご参照ください。

(<https://www.jpx.co.jp/markets/statistics-equities/examination/01.html>)

※2 新規上場後に一度も事業年度の末日を迎えていない場合（テクニカル上場含む）は、新規上場日時点の見込みの流通株式数を用います。  
 (<https://faq.jpx.co.jp/disclo/tse/web/knowledge8331.html>)

- 一次判定において上場維持基準を充たさなかった場合において、
  - ① 純投資目的や投資信託組入分等の株式数を反映することで上場維持基準を充たすとき
  - ② 事業年度の末日から移行基準日までの間に到来した基準日時点において上場維持基準を充たすときには、以下の書類を選択申請予定日の1週間前までにTargetからご提出ください。
- 二次判定の結果は、提出書類の確認が完了次第、順次通知します。なお、書類の提出が行われなかった場合は一次判定結果が最終的な判定結果となります。
- ※ 適合状況の判定結果のうち、流通株式時価総額に係る数値は、市場区分の見直しを踏まえたTOPIXの見直しにおける段階的ウェイト低減銘柄の判定にも用いることとなります。TOPIXの見直しの詳細については、以下をご参照ください。 <https://www.jpx.co.jp/markets/indices/governance/index-consultation/20201225-01.html>

二次判定に反映する項目		提出書類
	直近の大量保有報告書等において、保有目的が「純投資」と記載されている株式であって5年以内の売買実績が確認できる株主の所有分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・純投資目的等の株券に関する追加資料</li> <li>・保有状況報告書（必要に応じて）</li> </ul>
①	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 投資信託・年金信託に組み入れられている株式数、その他投資一任契約等に基づき運用することを目的とする信託に組み入れられている株式数</li> <li>● 投資法人の委託を受けて資産保管業務を行う者が当該業務のために所有する株式数</li> <li>● 証券会社等が所有する信用取引に係る株式数</li> <li>● 預託証券に係る預託機関の名義の株式数</li> <li>● その他、取引所が適当と認めるもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・純投資目的等の株券に関する追加資料</li> <li>・投資信託・年金信託組入状況表等（※）</li> </ul> <p>※ 要件によって必要となる提出書類が異なります。詳細は、「純投資目的等の株券に関する追加資料」をご確認ください。</p>
②	一次判定で用いた事業年度の末日から移行基準日までの間に到来した中間基準日・臨時基準日等における分布状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・株券等の分布状況表（一次判定以外の基準日用）</li> <li>・保有状況報告書（必要に応じて）</li> <li>・投資信託・年金信託組入状況表等（必要に応じて）</li> </ul>



- 二次判定に係る書類は、Targetの「書類を提出する」画面より、以下を選択してご提出ください。
  - 不定期提出書類（コーポレートアクション等により不定期で提出を要する書類）
    - └ 新市場区分の選択に係る各種手続
    - └ 適合状況の二次判定に係る提出書類
- ※ 各書類の様式等は、以下に掲載しています。  
<https://www.jpx.co.jp/equities/market-restructure/selection/index.html>
- ※ 7月19日からご提出が可能になります。それ以前のご提出を希望される場合は、別途ご連絡ください。
- 提出期限は、選択申請予定日の1週間前までとなりますが、新市場区分の選択に係る手続を円滑に進めるため、可能であれば早めのご提出にご協力ください。

提出書類名(必須)	適合状況の二次判定に係る提出書類	<p>デフォルトで表示されますので、変更せずにご提出ください。</p> <p>「株券等の分布状況表」、「保有状況報告書」(※)、「投資信託・年金信託組入状況表」等、書類の種別毎にファイルを添付してください。</p>
添付ファイル1(必須)	<input type="button" value="ファイルを選択"/> 選択されていません (添付可能ファイル:ファイルの種類の制限無し)	
添付ファイル2(任意)	<input type="button" value="ファイルを選択"/> 選択されていません (添付可能ファイル:ファイルの種類の制限無し)	
添付ファイル3(任意)	<input type="button" value="ファイルを選択"/> 選択されていません (添付可能ファイル:ファイルの種類の制限無し)	
添付ファイル4(任意)	<input type="button" value="ファイルを選択"/> 選択されていません (添付可能ファイル:ファイルの種類の制限無し)	
添付ファイル5(任意)	<input type="button" value="ファイルを選択"/> 選択されていません (添付可能ファイル:ファイルの種類の制限無し)	

※ 保有状況報告書を複数ご提出される場合にあっては、一つのPDFファイルに結合するか、zipファイルに圧縮して添付してください。

# 新市場区分の選択申請に係る提出書類等（1）

＜市場第一部上場会社がスタンダード市場又はプライム市場を選択する場合、並びに市場第二部上場会社及びJASDAQスタンダード上場会社がスタンダード市場を選択する場合＞

提出書類等	提出時期	備考
① 市場選択申請書	申請日	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 所定様式に必要事項を記入のうえ（押印不要）、Targetを利用してご提出ください。【12頁参照】</li> </ul>
② 市場選択の意向に関する取締役会の決議内容を証する書面		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 所定様式に必要事項を記入のうえ（押印不要）、新市場区分の選択に関する決議が行われた取締役会の議事録の写し（該当箇所の抜粋・押印不要）とあわせて、Targetを利用してご提出ください。【12頁参照】</li> <li>● なお、議事録の写しの作成に時間を要する場合には、提出は事後となっても差し支えありません。</li> </ul>
③ 上場維持基準への適合に向けた計画書	選択期間の最終日 (12月30日) まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>● T D n e tを利用して開示してください。【13頁参照】</li> <li>● 計画の作成等に関しては、「『新市場区分の上場維持基準への適合に向けた計画書』作成上の留意事項」（※1）をご覧ください。</li> </ul>
④ コーポレート・ガバナンスに関する報告書		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 改訂後コーポレートガバナンス・コードの内容を反映した報告書をT D n e tを利用してご提出ください。</li> <li>● 報告書の記載要領につきましては、「コーポレート・ガバナンスに関する報告書 記載要領（2021年6月版）」（※2）をご覧ください。</li> <li>● T D n e t上でガバナンス報告書を更新・提出する際の手順や留意点等については「コーポレート・ガバナンスに関する報告書提出ガイド」（※3）をご覧ください。</li> </ul>

※1 <https://www.jpx.co.jp/equities/market-restructure/selection/nlsgeu000005mhi9-att/nlsgeu000005mpto.pdf>

※2 <https://www.jpx.co.jp/equities/listing/cg/tvdivq0000008j85-att/tvdivq000000uvvc4.pdf>

※3 T D n e t オンライン登録サイトの「ご利用ガイド」又は上場会社向けナビゲーションシステム (<https://faq.jpx.co.jp/disclo/tse/web/knowledge7847.html>) より、コーポレート・ガバナンスに関する報告書提出ガイドをご参照ください。

# 新市場区分の選択申請に係る提出書類等（２）

## ＜マザーズ上場会社又はJASDAQグロース上場会社がグロース市場を選択する場合＞

提出書類	提出時期	備考
① 市場選択申請書	申請日	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 所定様式に必要事項を記入のうえ（押印不要）、Targetを利用してご提出ください。【12頁参照】</li> </ul>
② 市場選択の意向に関する取締役会の決議内容を証する書面		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 所定様式に必要事項を記入のうえ（押印不要）、新市場区分の選択に関する決議が行われた取締役会の議事録の写し（該当箇所の抜粋・押印不要）とあわせて、Targetを利用してご提出ください。【12頁参照】</li> <li>● なお、議事録の写しの作成に時間を要する場合には、提出は事後となっても差し支えありません。</li> </ul>
③ 上場維持基準への適合に向けた計画書	選択期間の最終日 （12月30日） まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>● TDnetを利用して開示してください。【13頁参照】</li> <li>● 計画の作成等に関しては、「『新市場区分の上場維持基準への適合に向けた計画書』作成上の留意事項」（※1）をご覧ください。</li> </ul>
④ 事業計画及び成長可能性に関する事項		<ul style="list-style-type: none"> <li>● TDnetを利用して開示してください。</li> <li>● 事業計画及び成長可能性に関する事項の作成に関しては、「事業計画及び成長可能性に関する事項の開示 作成上の留意事項」（※2）及び「2021年3月開催の上場会社向け説明会資料」（※3）をご覧ください。</li> </ul>
⑤ 事業計画及び成長可能性に関する事項の進捗状況の継続的な開示に関する確約書		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 所定様式に必要事項を記入のうえ（押印不要）、Targetを利用してご提出ください。</li> </ul>

※1 <https://www.jpx.co.jp/equities/market-restructure/selection/nlsgeu000005mhi9-att/nlsgeu000005mpto.pdf>

※2 <https://www.jpx.co.jp/equities/market-restructure/selection/nlsgeu000005mhi9-att/nlsgeu000005mpu3.pdf>

※3 <https://www.jpx.co.jp/equities/improvements/market-structure/nlsgeu000003pd3t-att/nlsgeu000005b3jc.pdf>

- 選択申請に係る書類は、Targetの「書類を提出する」画面より、以下を選択してご提出ください。  
不定期提出書類（コーポレートアクション等により不定期で提出を要する書類）
  - └ 新市場区分の選択に係る各種手続
    - └ 市場選択申請書
    - └ 市場選択の意向に関する取締役会の決議内容を証する書面
    - └ 事業計画及び成長可能性に関する事項の進捗状況の継続的な開示に関する確約書（グロース市場）
- ※ 各書類の様式等は、以下に掲載しています。  
<https://www.jpx.co.jp/equities/market-restructure/selection/index.html>

## <市場選択申請書の例>

提出書類名(必須)	市場選択申請書
添付ファイル1(必須)	<input type="button" value="ファイルを選択"/> 選択されていません (添付可能ファイル:PDF)
添付ファイル2(任意)	<input type="button" value="ファイルを選択"/> 選択されていません (添付可能ファイル:ファイルの種類の制限無し)
添付ファイル3(任意)	<input type="button" value="ファイルを選択"/> 選択されていません (添付可能ファイル:ファイルの種類の制限無し)
添付ファイル4(任意)	<input type="button" value="ファイルを選択"/> 選択されていません (添付可能ファイル:ファイルの種類の制限無し)
添付ファイル5(任意)	<input type="button" value="ファイルを選択"/> 選択されていません (添付可能ファイル:ファイルの種類の制限無し)

デフォルトで表示されますので、  
変更せずにご提出ください。

複数ファイルの添付が可能となっておりますが、  
添付ファイル1に市場選択申請書を添付してご提出ください。

## 事前相談

具体的な意思決定の手續に着手する2週間程度前まで

- 上場会社の皆様における新市場区分の選択に係る意思決定の社内手續を円滑に実施いただく観点から、計画の記載内容に関する事前相談を受け付けます。
- 事前相談に際しては、専用窓口 <jojo-keikakusyo@jpx.co.jp> 宛に計画のドラフトをお送りください。また、ご要望に応じて電話会議やオンライン会議にて事前相談を承ることも可能です。
- ※ 事前相談の内容を踏まえて、記載内容の追加や変更をお願いする場合があります。

## 計画の開示

選択期間の最終日  
(12月30日) まで

- T D n e t により、公開項目「上場維持基準への適合に向けた計画」を選択したうえで開示してください。

## 進捗状況の開示

事業年度の末日から起算して3か月以内

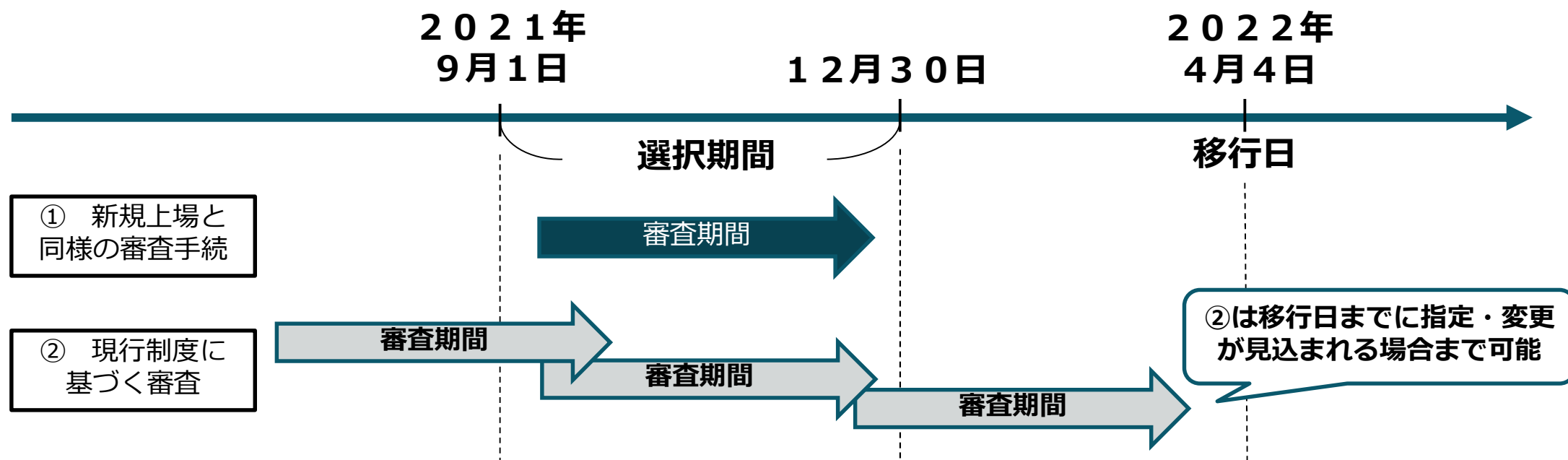
- 上場維持基準に適合するまでの間、毎事業年度の末日から起算して3か月以内に計画の進捗状況の開示を行ってください。
- 計画に記載の内容については、外部環境の変化や取組の進捗状況等を踏まえ、継続的に見直しを行ってください。見直しの結果、開示された計画の内容に重要な変更が生じた場合には、事業年度の途中であっても速やかに変更後の計画を開示してください。



# 新規上場審査と同様の審査手続

- 「新規上場審査と同様の審査手続」をあわせて行う上場会社は、選択期間内において、選択先の新市場区分の上場審査基準に基づく審査に適合する必要があります。
  - 標準審査期間は、スタンダード市場及びプライム市場については3か月、グロース市場については2か月を予定しています。12月30日までの審査完了を目途とした申請をお願いいたします。
- 当該審査を行った場合、承認の都度、その結果を当取引所ウェブサイトにおいて公表します。
- 当該審査のほか、移行日より前に一部指定・市場変更が見込まれる場合には、現行制度に基づく一部指定等の申請が可能です。
  - 選択期間において一部指定又は市場変更審査を行っている上場会社には、当該審査に際して新市場区分の選択の意向を確認し、審査終了まで新市場区分の選択申請を猶予します。

申請をご検討されている場合は、早期のご相談・ご連絡をお願いいたします。





## <新市場区分の選択にあたっての留意点>

- 新市場区分の選択にあたっては、どのような検討を行うことが必要ですか。
  - 上場会社各社が、上場後の持続的な成長と中長期的な企業価値向上を実現していくための経営戦略・ビジネスモデルは多様であり、また、事業の性質や規模も異なります。
  - そこで、新市場区分の選択にあたっては、上場会社各社において、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するために株主・投資者とどのような関係を構築していくのか、上場会社各社が掲げる経営戦略等と最も親和する市場区分はいずれか、などの視点からご検討をいただくことが望まれます。
  - たとえば、プライム市場は、「投資者との建設的な対話」を原動力として、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を実現しようとする企業向けの市場区分と位置付けているため、「より高いガバナンス水準」への対応が期待されています。したがって、それに向けた相応の体制整備を行っていただくことや、コーポレートガバナンス・コードの趣旨を踏まえ、機関投資家との間で建設的な対話に努めていただくことなどが必要となります。
  - なお、上場会社に規則違反があった際の審査では、当該上場会社が備えるべき内部管理体制の水準に関し、業種業態・規模といった個社の事情の一要素として市場区分も考慮することとなります。

## <新市場区分の選択申請に係る手続きの取扱い>

- 選択期間内に新市場区分の選択申請が行われなかった場合は、どのように取り扱われますか。
  - 期間内に選択申請が行われなかった場合、市場第一部、市場第二部及びJASDAQスタンダードの上場会社はスタンダード市場、マザーズ及びJASDAQグロースの上場会社はグロース市場を選択したものとみなします。ただし、その場合でも所定の書類の提出を後日改めて行っていただきますので、期間内の選択申請をお願いいたします。
- 選択期間内において、一部指定又は市場変更審査を行っている場合、審査終了まで選択申請が猶予されるとのことですが、2022年1月中に公表されるウェブサイト上では、どのように取り扱われるのですか。
  - 同時点では、新市場区分の選択申請が行われなかった場合と同様に、上記のとおり取り扱うこととします。
  - その後、一部指定又は市場変更審査の結果に基づき上場会社から選択申請をいただくこととなりますので、その内容をアップデートすることとします。

## <上場維持基準の適合に向けた計画書>

- 「上場維持基準の適合に向けた計画書」においては、どのような内容を記載すればよいのでしょうか。また、記載にあたってどのような事項に留意すべきでしょうか。
  - 当該計画書においては、現時点での「適合状況」、適合に向けた「計画期間」及び「取組の基本方針、課題及び取組内容」について記載を必須としますが、上場会社それぞれの具体的な計画を記載していただくものですので、特段のフォーマット等は定めない想定です。
  - その他、記載にあたって留意すべき事項については、本年5月12日に公表した「『新市場区分の上場維持基準の適合に向けた計画書』作成上の留意事項」をご参照ください。

## <新規上場審査と同様の審査手続>

- 新規上場審査と同様の審査手続を行う場合には、証券会社の関与は必要ですか。
  - 審査にあたり主幹事証券会社が作成した「上場適格性調査に関する報告書」をご提出いただくため、証券会社の関与が必要となります。
- 新規上場審査と同様の審査手続が選択期間内に完了しなかった場合は、どのように取り扱われますか。
  - 選択申請を行わなかった場合と同様に取り扱ったうえで、上場会社が希望する際には、審査を継続するものとします。
- 新規上場審査と同様の審査手続では、流通株式の定義はどのような扱いになりますか。
  - 見直し後の流通株式の定義に基づき、形式基準の確認を行います（現行制度に基づく一部指定審査・市場変更審査においては、見直し前の定義を用います。）。

## <新市場区分への移行に関するその他取扱い>

- 現行の市場区分における実効性確保措置、猶予期間、監理銘柄又は整理銘柄等の対象となっていた上場会社に関しては、新市場区分への移行にあたってどのような取扱いとなりますか。
  - 原則としてその内容を引き継ぎますが、新市場区分の上場維持基準に承継されない猶予期間等に指定されていた上場会社については、移行日において猶予期間等を解除します。

＜上場維持基準への適合状況や新市場区分の選択に関する適時開示＞

- 今般通知された適合状況の一次判定の内容や、それを踏まえた新市場区分の選択意向に関する適時開示は必要ですか。
  - 適時開示の必要はありませんが、任意に開示いただくことも可能です。
  - 通知された適合状況の一次判定の内容（判定に用いられた各項目の数値や流通株式数の算出方法等を含む）について、開示いただくことも差し支えありません。
  - 通知内容を踏まえて、選択を予定する新市場区分について、開示いただくことも差し支えありません。

# 上場会社向けナビゲーションシステムをご活用ください

- 「上場会社向けナビゲーションシステム」において、上場会社の皆様から寄せられた新市場区分の選択に関する良くあるご質問と回答を掲載・更新しております。是非、ご活用ください。  
【上場会社ナビゲーションシステム】

<https://faq.jpj.co.jp/disclo/tse/web/index.html>



スマートフォンでもご利用いただけます。

トップページに、市場区分の見直し関連情報へのショートカットをご用意しています。

自由な文字列で検索することができます。

検索結果では、掲載情報のカテゴリも表示されます。

日々のお問合せを踏まえ、コンテンツは随時更新してまいります。

該当するコンテンツがないときは、問合せフォームでご質問ください。

【上場料金】上場会社が2021年9月から12月まで、新市場区分の選択を行うにあたって、東証に何らかの料金（上場審査料や新規上場料など）を支払う必要はありますか。

質問

上場会社が2021年9月から12月までの期間において、新市場区分の選択を行うにあたって、東証に何らかの料金（上場審査料や新規上場料など）を支払う必要はありますか。

回答

新市場区分の選択に係る料金（上場審査料や新規上場料など）は、「新規上場審査と同様の審査手続」が必要となる選択を行う場合も含め、預かない想定です。